

第457回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和7年11月17日（月）
- 2 開催年月日 令和7年12月15日（月）午後1時45分から午後2時17分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

委員（11名）

亙理 榮好 委員、島田 悦作 委員、砂田 光保 委員、畠山 康男 委員、天野 勝文 委員、小川原 泉 委員、熊谷 正樹 委員、菊地 敏克 委員、大村 文雄 委員、山崎 義広 委員、川戸道 達三 委員

[欠席4名：斎藤 千加子 委員、平井 俊朗 委員、菊地 克昌 委員、小林 洋介 委員]

岩手県（16名）

森山水産担当技監、筒井技術参事兼総括課長、野澤漁業調整課長、藤原振興担当課長、鈴木特命課長、前川技術専門幹、中野主任主査、松川技師、片寄技師、阿部技師、太田水産技術センター所長、工藤沿岸広域振興局技術参事兼水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、志田大船渡水産振興センター所長、阿部県北広域振興局水産部長、遠藤漁業取締事務所所長心得

事務局（3名）

横沢事務局長、大野事務局次長、渡邊主任

傍聴者（0名）

報道関係者（1名）鎌田佳佑

5 委員会の議事

第1号議案 岩手海区漁場計画の変更案について（答申）

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

第3号議案 令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）

6 その他

7 委員会の経過

横沢事務局長

それでは定刻となりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

亙理会長

ただ今から、第457回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催に当たり一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、ありがとうございます。

また、県からは、関係職員に御出席をいただき御苦勞様でございます。

さて、本日の御審議いただく議案は、海区漁場計画の変更案に関する答申のほか諮問2件となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願ひいたします。

亘理会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、斎藤千加子委員、平井俊朗委員、菊地克昌委員、小林洋介委員の4名が欠席でございますが、11名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程、第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

議事録署名委員として、畠山康男委員と、熊谷正樹委員にお願ひをいたします。

亘理会長

それでは、さっそくですが、第1号議案「岩手海区漁場計画の変更案について(答申)」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願ひます。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案「岩手海区漁場計画の変更案について(答申)」。

要旨、岩手県知事から、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第8項において準用する同条第4項の規定により諮問のありました岩手海区漁場計画の変更案について、当委員会の意見を述べようとするものでございます。

本議案につきましては、去る11月4日開催の第456回委員会において、第2号議案として、県から岩手海区漁場計画の変更案を説明いただき、その変更案を公聴会において意見を聴く案件とすることに決定いただいたところでございます。

この変更案につきまして、先程、委員会として答申するに当たって必要な公聴会を開催いたしましたところ、利害関係人からの意見等の公述はございませんでした。これまでの経過は以上となります。御審議の程よろしくお願ひいたします。

亘理会長

ただ今、第1号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

亘理会長

御意見がなければ、お諮りいたしますが、よろしいですか。

(複数の委員から「はい」の発声あり)

亘理会長

第1号議案について、知事からの諮問に対し異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

亘理会長

はい。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

亘理会長

続きまして、第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」。

要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第4条第1項第11号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の6ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに6ページを御覧願います。

関係する箇所を太字で標記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則、第4条第1項第11号の「いか釣り漁業」が対象でございます。

8ページ、一番後ろのページを御覧願います。漁業法の抜粋ですが、漁業法第42条第1項では、都道府県知事は許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類、その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならな

いこと、また第3項には、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが、規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。令和7年12月4日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課、私、野澤と申します。よろしくお願いいいたします。それでは、第2号議案、知事許可漁業の制限措置等について、御説明をさせていただきます。大変恐れ入りますが、以降着座にて説明をさせていただきます。

初めに、資料4ページ、「知事許可漁業の制限措置等の設定について」4ページでございます。御開き願います。知事許可漁業における制限措置とは、都道府県知事が漁業の許可や起業の認可を行う際、対象漁業に対して許可対象の船舶数等の制約を予め定め、公示する制度でございます。これは漁業法及び各都道府県の漁業調整規則に基づきまして、資源保護や操業秩序の観点から実施されるものでございます。知事許可漁業の許可申請の募集に当たりましては、先程事務局からも説明がございましたとおり、漁業法第42条及び岩手県漁業調整規則第11条に基づきまして、上段の表で着色しました項目を制限措置として定め、申請を受ける前にその内容をあらかじめ公示することとされてございます。今回お諮りしますのは下段の表、操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類に着色しております10、いか釣り漁業でございます。

次の5ページを御開き願います。5ページでございます。制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」について、御説明いたします。(1)の操業区域を岩手県沖合海面とするいか釣り漁業につきましては、令和6年12月31日現在の許可数を基準といたしまして、要望調査の結果と業界団体の意見を踏まえまして、要望数と同数の合計43件を許可枠として公示するものでございます。当該漁業に係る制限措置につきましては、資料2ページから3ページに公示案を示してございますので、併せて御確認願います。

説明は以上になります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいいたします。

(島田委員「はい」の発声)

亘理会長

はい。どうぞ、お願いします。

島田委員

島田です。令和6年12月31日現在の許可数より、要望としては、久慈管内、宮古管内合わせたら減っているのは、どういった事情でしょうか。

亘理会長

先生、ちょっと聞きづらいですので、もう少しお願いしますが。

島田委員

もう一度繰り返します。

野澤漁業調整課長

49が、要望数で減ったというのは、どういうことかということですか。

島田委員

そういうことです。何故減ったのかということです。

野澤漁業調整課長

現在の許可数が49ということで、要望が減ったということですが、今現状スルメイカの資源量というのが非常に減少しておりまして、一部漁獲があったこともあるんですけども、スルメイカ全体の資源量が減っておりますので、そういった観点から要望数としては減ったものと認識しております。

島田委員

そうすると業界団体が自粛したというのが実態ですか。

野澤漁業調整課長

自粛ということより、むしろ操業で収益がとれるかどうかという御判断でございまして、漁業者のそういった判断のものの要望だと認識しております。

島田委員

はい、わかりました。

亘理会長

島田先生よろしいですか。

島田委員

よろしいです。

亘理会長

他にございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

亘理会長

御意見がなければお諮りいたしますが、よろしいですか。

(「はい」の発声あり)

亘理会長

第2号議案について、異議のない旨答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨答申することに決定いたします。

第2号議案終了

亙理会長

続きまして、第3号議案「令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第3号議案「令和8管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」。

要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第4項の規定により農林水産大臣から、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の一番後ろ9ページに抜粋しておりますので、御覧願います。9ページでございます。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、漁業法第15条第1項で、農林水産大臣は、漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）を定めること、第4項で、農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めたときは、当該都道府県知事に通知すること、第16条第1項で、都道府県知事は、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めること、第2項で、都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが、それぞれ規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。

令和7年11月11日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を定めたいので、委員会の意見を求める旨、記載されております。

2ページ以降に、知事管理漁獲可能量の案等について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

鈴木特命課長

水産振興課の鈴木と申します。それでは、第3号議案について御説明をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、これ以降は着座にて御説明させていただきます。

それでは最初に3ページを御開き願います。3ページでございますけれども、農林水産大臣から令和8年の1月1日から12月31日までを管理期間とする、令和8管理年度における本県漁獲可能量の当初配分について、さんまについては400トン、まあじについては、現行水準、まいわし太平洋系群については、12,000トン、かたくちいわしにつきましては、大臣管理区分を含めて107,000トンの内数という旨の通知があったところでございます。なお、数量明示による管理が求められております、さんま及びまいわし、につきましては、昨年度と同じ数量となっております。

続きまして、4ページを御覧願います。県では、特定水産資源の漁獲可能量の知事管理区分への配分については、こちらの岩手県資源管理方針にて定めてございます。

続きまして5ページを御覧願います。こちらは岩手県資源管理方針のまあじについて規定しているものでございまして、第3の太字の部分を御覧いただきたいと思っております。知事管理区分への配分の基準としましては、本県に配分された漁獲可能量の全量を岩手県まあじ漁業に配分するとあります。

続きまして6ページを御覧願います。こちらはまいわし太平洋系群について規定しているものでございますが、先程と同様に第3の1の太字の部分を御覧願います。知事管理区分への配分につきましては、本県に配分された漁獲可能量のうち、95パーセントを岩手県まいわし漁業に配分しまして、残りの5パーセントを県の留保枠に充てるというものでございます。

続いて7ページを御開き願います。こちらは、さんまについて規定しているものでございますが、先程と同様に第3の1の太字の部分を御覧願います。先程のまいわしと同様に、95パーセントを岩手県さんま漁業に配分し、残りの5パーセントを県の留保枠に充てるとあります。

続いて8ページを御開き願います。こちらは、かたくちいわしの太平洋系群について規定しているものでございますけれども、同じく第3の太字の部分をご覧いただきたいと思っております。こちらは先程のまあじと同様に全量を岩手県かたくちいわし漁業に配分するとあります。

それでは、お手数ですが戻りまして2ページを御開きいただきたいと思っております。こちらは今回お諮りさせていただきます知事管理漁獲可能量の配分案でございます。先程御説明させていただきました岩手県資源管理方針の各規定に従いまして、さんまについては、本県に配分された漁獲可能量400トンの内95パーセントに当たる380トンをさんま漁業に、残り20トンを県の留保とするものでございます。

次にまあじにつきましては、国に配分された現行水準全てをまあじ漁業に配分するというものです。

そして、まいわし太平洋系群については、本県に配分された漁家可能量の12,000トンの内、95パーセントに当たる11,400トンをまいわし漁業、残り600トンを県の留保とするものでございます。

最後にかたくちいわし太平洋系群につきましては、現在ステップアップ管理対象として、今回2年目となりますけれども、各県に漁獲可能量の設定は行わないこととなっておりまして、大臣管理区分も含めた全国の漁獲可能量を超過しないように管理するという点から107,000トン以内を内数として全量をかたくちいわし漁業に配分するといったものでございます。

なお、今回お示しさせていただきます案文は、漁獲可能量の当初の設定でございますけれども、当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催されました第427回岩手海区漁業調整委員会にてお諮りさせていただいた事例と同様、岩手県資源管理方針に則りまして機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても、併せてお諮りいたします。

説明は以上となりますが、今回の漁獲可能量を定めるに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句等の修正については県に御一任頂くようお願いいたします。説明は以上でございます。

亘理会長

ただ今、第3号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(島田委員「挙手」)

亘理会長

はい、島田先生。

島田委員

御説明ありがとうございます。私からは質問があります。言葉ですけど、全量ということでその対照的な言葉があります。県の留保。留保は、これ具体的に何ですか。県の留保、どういう事情か、状況か教えてください。

(鈴木特命課長「挙手」)

亘理会長

はい、お願いします。

鈴木特命課長

はい、御質問いただきました県の留保というのは、漁獲量が急激に積み上がった時に漁獲の枠を超えないようにするために、県が留保枠として不測の事態に備えておくといったものでございます。

島田委員

分かりました、ありがとうございます。

亙理会長

よろしいですか。

島田委員

はい。

(熊谷委員「挙手」)

亙理会長

先生、どうぞお願いします。

熊谷委員

すみません。さんまについての質問なんですけれども、先日新聞報道で7年ぶりに本県での水揚げが1万トンを超えたとなっておりますが、昨年と同じ質問をしたんですけど、知事管理枠としては3万、今年どのくらい水揚げがあったのでしょうか。去年の質問では令和6年度は20トンちょっと超えたぐらいだったと記憶しておるんですが、今年は何れくらい知事管理枠として水揚げ、漁獲どれくらいあったのでしょうか。

鈴木特命課長

今回御質問いただいた新聞報道にありましたとおり令和7年の県内魚市場の水揚げ量は約16,000トンと、令和6年の1.5倍くらいになっております。一方でこちらの水揚げしているのはほとんどが国管理のTAC管理区分であるさんま棒受網漁業となっております。岩手県で管理しているTACは400トンの枠に対して昨年は26トン、今期は今現在1トンにも至っていない状況です。ほとんどが定置網で漁獲されているものとなっております。

亙理会長

よろしいですか。

熊谷委員

もう1点すみません。まいわしですけれども、去年と同じ12,000トンこれ確か途中で令和7年の途中で枠増やしてもらったと思うんですけど、2万なんぼで、ずいぶん増えるものだったんですけど、令和8年の当初はやっぱり令和7管理年度と同じ枠しか回ってこないものなんですか。

鈴木特命課長

今御説明いただいた通り昨年は11月、12月頃に漁場が形成されまして急激に水揚げ量が増えてですね、去年のTACでは、1月、2月でもうTAC枠を超えそうになったので追加配分を受けまして、12,000トンだったのを22,000トンまで追加枠を増やさせていただいたところなんです。その後順調に増えてですね、一時今年も足りなくなるかなと思ったところなんですけれども、現時点で約16,000トンで消化率が73.8パーセントとなっております。まだ12月残り数週間残っておりますけれども、今のところは枠を超えないのかなというふうに感じているところです。

亘理会長

よろしいですか。

熊谷委員

はい、ありがとうございます。

亘理会長

他にございませんか。

(鈴木特命課長「すみません」)

亘理会長

はい、どうぞ。

鈴木特命課長

来年度につきましても同じ12,000トンからスタートするんですけども、もし足りなくなつた場合は、国の75%ルールに基づきましてまた追加配分という形で国にお願いしていくというふうに考えております。

熊谷委員

はい、ありがとうございます。

亘理会長

他にございませんか。

(「はい」の発声)

亘理会長

御意見がなければ、お諮りいたしますが。

(「はい」の発声)

亘理会長

第3号議案について、知事からの諮問に対し異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨答申することに決定いたします。

第3号議案終了

亘理会長

委員の皆様から、委員会で共有したい情報などはございませんか。

(「ありません」の発声)

亘理会長

はい。県から情報提供は、ございませんか。

野澤漁業調整課長

特にございません。

亅理会長

ありがとうございます。事務局からは何かありませんか。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会は、令和8年2月26日木曜日午後2時から、ここと場所が違いまして、県公会堂、こちらの建物の正面、道路挟んで向かい側になりますけれども、県公会堂の2階26号室で開催いたしますので、よろしくお願いいいたします。事務局からは、以上でございます。

亅理会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。

皆様、御苦勞様でございました。ありがとうございます。

終了（午後2時17分）
